

令和3年度 第2回上越市障害者差別解消支援地域協議会

次 第

1 開 会

2 委員交代について

社会福祉法人上越あたご福祉会 相談支援センターWITH の管理者変更に伴い、
岩島貴司委員から、鈴木純子委員に交代

3 議 題

(1) 令和3年度の実施状況について・・・資料1

(2) 令和4年度の実施について・・・・・・資料2

4 その他

令和3年度上越市障害者差別解消支援地域協議会委員 (R3.8.10～R5.3.31)

(委員区分・五十音順、敬称略)

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識	河合 康	国立大学法人 上越教育大学 臨床健康教育学系 教授	
2	法曹等	朝日 啓	新潟県弁護士会	
3		西山 工三	上越人権擁護委員協議会 会長	
4	福祉	鈴木 純子	社会福祉法人上越あたら福祉会 相談支援センターWITH 管理者	交代
5		遠藤 真由美	社会福祉法人上越福祉会 かなやの里ワークス 係長	
6		大山 真鶴佳	社会福祉法人上越市社会福祉協議会 地域福祉課 参事	
7		片桐 公彦	社会福祉法人みんなでいきる 障害福祉事業部 部長	
8		西山 俊彦	特定非営利活動法人 大杉の里 相談支援事業所 サポートおおすぎ 管理者	
9	医療・保健	池亀 智美	医療法人高田西城会 高田西城病院 地域医療福祉部 精神保健福祉士	
10	障害者・ 障害者団体	宮下 敬一	上越市家族会 副会長	
11		森本 紀之	上越地区手をつなぐ育成会 理事	
12	国・県	阿部 清治	上越警察署 警務課長	
13		田中 勝	上越公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	
14		山田 洋子	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長	
15	その他	塩崎 千恵子	上越市民生委員児童委員協議会連合会 障害者部会 部長	

令和 3 年度の取組状況について

1 現 状

- 「不当な差別的扱い」や「合理的な配慮を行わない」などの事案について、令和 2 年度における市への情報提供は 0 件であった。
- 昨年度、障害のある人を対象に実施した「障害福祉計画ニーズ調査」の結果や、協議会委員からの「相談はあったが、会社(施設)には言わないでほしいと言われた」などの発言から、情報提供されない事例も多いと推測される。

2 課 題

- ①当事者が声をあげることに抵抗が大きい現状もあることから、当事者が相談しやすい環境を整備するほか、事業所職員や相談員等が差別事案に気付く知識を身につける必要がある。
- ②これまでの相談・情報シートによる情報提供では、本人の同意が得られず、報告に至らないケースもある。
- ③障害者差別解消の推進に向け、市民に対する障害特性や合理的配慮の効果的な伝え方を検討していく必要がある。

3 令和 3 年度の取組状況

- (1) 障害福祉事業所及び地域包括支援センターへの啓発 …課題①
 - ・相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターに対し、報告の依頼及び啓発パンフレットの配布により、意識づけを行った(11月19日実施)。
- (2) 障害者差別事案の報告方式の変更 …課題②
 - ・県の報告方式を参考に、発生件数や簡易な内容を報告する方式に変更した。
【参考資料 1】相談・情報シート、【参考資料 2】相談フローチャート
- (3) 学校や企業を対象とした啓発 …課題①
 - ・今後、企業・学校等へ啓発用パンフレットを配布予定。
【参考資料 3】啓発用パンフレット
- (4) 市職員向け研修会の開催 …課題①
 - 新採用職員研修会(4月5日実施)
 - ・内容:上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例及び障害者差別解消法について
 - ・講師:福祉課職員
 - 庁内各課への周知・啓発(12月24日実施)

裏面あり

(5) 関係機関への研修 …課題①

○民生委員・児童委員ブロック研修会（7月全6回実施）

- ・内容：上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例及び障害者差別解消法について
- ・講師：福祉課職員

○上越市民生委員児童委員協議会連合会 障害者部会（11月11日実施）

- ・内容：「上越市における障害福祉について」説明、障害者への理解を促すとともに障害者差別解消法について紹介
- ・講師：福祉課職員

○相談支援専門員との意見交換会において、パンフレット配布、啓発を実施（11月24日実施）

(6) 市民への啓発 …課題①③

○「知る・学ぶ『福祉・介護・健康』in 上越」

- ・日 時 令和3年11月3日 オーレンプラザ
- ・講演会 テーマ：障害のある人をより良く知るために
講 師：又村あおい氏
- ・情報展示 上越市ろう協会による手話体験会
合理的配慮、差別解消支援法に関する情報紹介

※主催：新潟日報社、新潟県社会福祉協議会、上越市社会福祉協議会
共催：上越市

【参考資料4】知る・学ぶ『福祉・介護・健康』in 上越チラシ

○市広報やホームページを活用した啓発

広報じょうえつ12月号の特集「みんなが支え合い、生き生きと暮らすまちへ」において、当事者・家族の思いや支援者の思いなどを掲載、広く市民への周知・啓発を図った。

【参考資料5】広報じょうえつ2021年12月号記事

障害のある方への差別事案等 相談・情報シート

◆◆福祉課 福祉第一係へご提出ください◆◆

記入日 _____

施設名 _____

記入者 _____

■相談者（該当する□にチェックしてください）

本人 家族 その他

■障害種別（該当する□にチェックしてください）

身体 知的 精神 発達障害 難病 その他

■差別等を受けた場所（該当する□にチェック、その他にチェックした場合は内容を記載してください）

行政 学校 職場 公共交通 医療・福祉

サービス（飲食店等） その他（ _____ ）

■受けた内容（該当する□にチェック、その他にチェックした場合は内容を記載してください）

<不当な差別的扱い> ※いずれも障害を理由として行われたもの

- 窓口で対応を拒まれたり、順番を後回しにされたりした
- 資料等の提供や説明会等への出席を拒まれた
- 必要がないのに介助者の同行を求めるなど条件を付けられたり、支障がないのに介助者の同行を拒まれたりした
- その他（ _____ ）

<合理的配慮の不提供> ※いずれも障害への配慮を求めたが行われなかったもの

- 物理的環境への配慮が行われなかった
（段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなど）
- 意思疎通の配慮が行われなかった（筆談、読み上げ、手話、わかりやすい表現など）
- 障害特性に応じたルール・慣行の柔軟な変更が行われなかった（休憩時間の調整など）
- その他（ _____ ）

- 「障害のある方から話を聞いた」など、差別事案を確認した際に報告をお願いします。
- 件数・内容については、「上越市差別解消支援地域協議会」で共有します（事業所名、記入者名は公表しません）。
- 記載にあたっては、パンフレット「みんなで取り組む障害者差別解消法」を参考としてください。

※事案について別途相談対応が必要な場合は、福祉課までご連絡ください。

上越市「障害を理由とする差別に関する相談フローチャート」

相談者(当事者・家族・保護者・支援者等)

① 不当な差別的取り扱いを受けた

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したりすること。

例) 車椅子を利用していることを理由に、レストランへの入店を断られた。

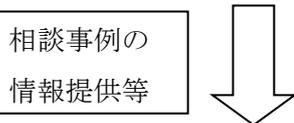
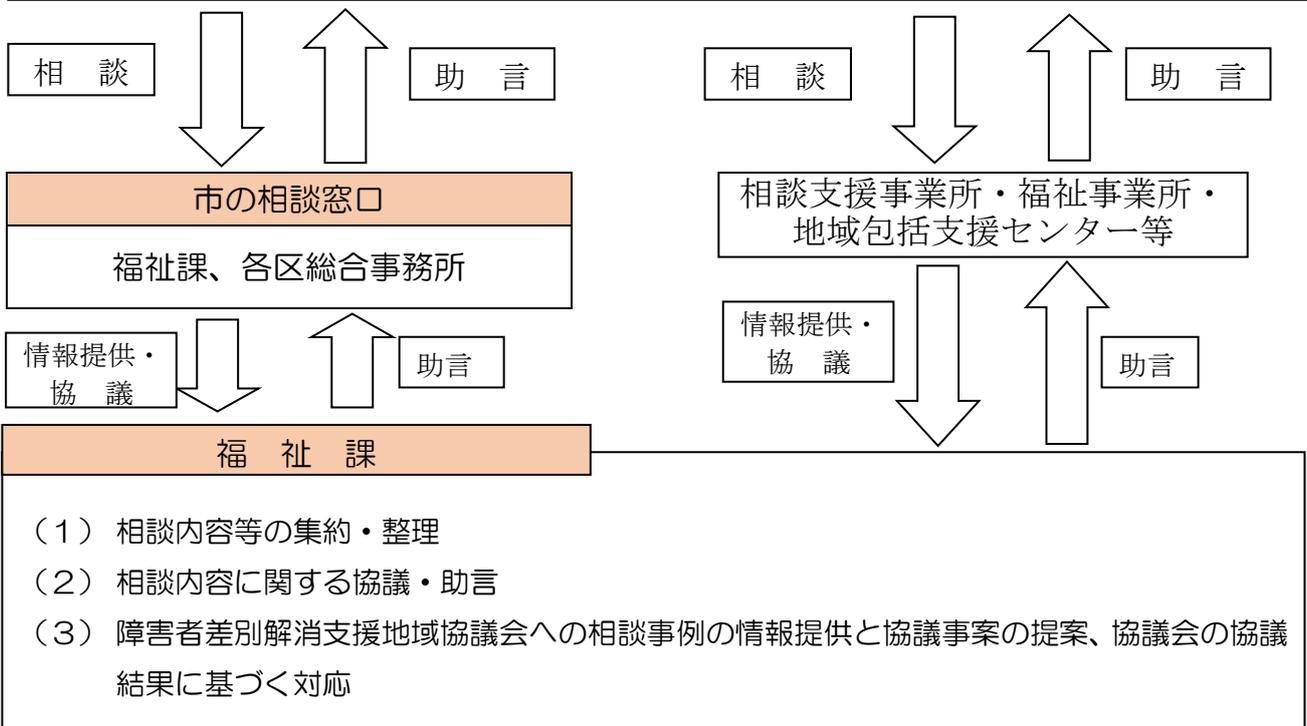
例) 障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。

②合理的配慮が提供されなかった

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取除くために合理的な配慮を行わないこと。

例) 駅の構内で視覚障害のある人から質問されたが、駅員はわかるように説明をしなかった。

例) 会議に招いた障害者に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



障害者差別解消支援地域協議会(事務局：福祉課)

- (1) 関係機関等が対応した相談事例の共有に関する事 年2回程度開催
- (2) 障害者差別に関する相談体制の整備に関する事
- (3) 障害者差別の解消に資する取組に関する事
- (4) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図る事案の共有に関する事
- (5) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための
研修・啓発に関する事

みんなが支え合い、 生き生きと暮らすまちへ

— 12月3日～9日は「障害者週間」です —

この手話はなんでしょう？



上越市ろう協会の皆さん

答えは、「アイラブユー」です

障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するため、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定されました。

上越市では、令和3年4月に「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、さまざまなコミュニケーション方法によってお互いを理解し、障害のあり・なしに関わらず誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指しています。

12月3日～9日は「障害者週間」です。まずは、同じまちに暮らしている障害のある人や、支援している人たちのことを知ることから始めてみましょう。

■問合せ…福祉課 ☎025-520-5694、025-520-5695

上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

- 「手話」は、日本語や英語とは異なる一つの「ことば」であることを理解し、「手話」を日常のコミュニケーションで使用している人がいることを認識しましょう
- コミュニケーション手段は「障害がある・ない」や、個性、特性などにより、多様であることを理解しましょう
- 「障害がある・ない」によって差別することなくお互いの人格と個性を認め合いましょう

普段の暮らしや困り事について、お聞きしました

上越市にはさまざまな障害のある人が暮らしています。障害のある人たちはどのように暮らし、どんなことにお困りなのでしょう。市内で自助・共助の活動をしている5つの障害者団体にお話をお聞きしました。

「第一言語は「手話」
簡単な手話を覚えて
もらえると嬉しいです」

上越市ろう協会
会長 中村 洋子さん
(FAX 025-523-2726)

— どのような活動をされていますか？
手話入門講座、手話サークル、学校の授業などさまざまな場面で手話を教えています。手話を教えているとき、子どもたちの表情はとても明るく、非常に興味を持って取り組んでくれます。もっと手話を広めていきたいと思っています。
— 困っていることはありませんか？
私たちは普段、人の口の動きを読み取りますが、最近は新型コロナウイルス対策で皆さんマスクをしていますので、読み取れないことが多いです。
また、災害や近所で火事が発生したときは教えてくれる人がいないと周りの状況が分からず困ってしまいます。
— お店のドライブスルーも会話ができるので、ボタンで注文ができると思います。

— 市民の皆さんに知ってもらいたいことはありますか？
ろう者と話すときは、少しの間だけでもマスクを外して口が見えるようにしてもらえるとありがたいです。
また、私たちににとっては手話が第一言語です。簡単な手話でいいので、皆さんから覚えていただけると、とてもうれしいです。例えば「朝」と「傘」、「卵」と「タバコ」のように、口の動きだけでは読み取れない言葉もありますので、正しい手話でなくても、ジェスチャーをしてもらえるとコミュニケーションを取りやすくなりますので、お願いしたいです。



公民館事業「こども手話教室」の様子

「心のバリアフリー」が
広がってほしいですね



上越地区手をつなぐ育成会

会長 松原 義一さん
副会長 山川 美香さん
(☎025-530-7788)



ホームページ

一どのような活動をされていますか？

知的障害や発達障害の子を持つ親の会として、「活動は笑顔で楽しく」をモットーに、主に情報提供や相談対応を行っています。進路選択や「親亡き後」の問題など、学童期から成年期以降までのさまざまな悩みを抱える人にとって参考になる講座を開いたり、障害のある子を持つ親として個別に悩みや不安を聞いたり、専門機関につなげたりといった取り組みを行っています。

また、社会に出ると体を動かす機会が少なくなるので、ダンスクラブやバスケットボールクラブを立ち上げました。今後は、絵画や習字、工作など文化部的な活動もやっていけたらと考えています。一市民の皆さんに知ってもらいたいことはありますか？

知的障害のある子たちは、とても純粋で裏表がありません。そういう良いところを、いろいろな場面で接する際に気付いてもらえたらと思います。「心のバリアフリー」という言葉があるように、温かい目で見守ってもらえると嬉しいです。

上越市家族会

会長 吉原 富男さん (☎025-532-2670)



ホームページ

一どのような活動をされていますか？

心の病を持つ人を身内に抱える家族が集まり、同じ悩みを語り合い、互いに支え合う活動を行っています。病気だけでなく、福祉制度や利用できるサービスなど幅広く学べる研修会や講演会を開催するほか、家族の居場所「家族の茶の間」や、同じ立場で悩みを聞く相談会も定期的に開設しています。

一困っていることはありますか？

「周りに知られたくない」という思いから会などに入るのをためらい、悩みを抱え込んでしまう人が多いですね。日頃の悩みやストレスを他の人と共有するだけでも心は軽くなりますので、ためらわずに話をしに来てもらえたらと思います。

一市民の皆さんに知ってもらいたいことはありますか？

一人暮らしをしている家族(当事者)のご近所さんが、本人の調子に合わせて接してくれたり、気になることがあったときには連絡をくれたりと親切にしてくださり、ありがたく感じているという会員もいます。

無理に接しようとしなくても構いません。近所や日常で見掛けた際に、ちょっと声を掛けていただいたり、そっと見守ったりしていただけると嬉しいです。

「そっと見守ってもらえると
うれしいです」



上越市身体障害者連絡協議会

会長 山岸 実さん (☎025-548-3298)

一どのような活動をされていますか？

会員同士の情報交換会のほか、スポーツ大会や社会見学など、交流イベントを開催しています。

また、困り事などを持ち寄って協議し、会全体の共通認識として捉えられたものについては、関係先へ要望や陳情を行っています。個人では難しいことも、会としてならば解決の方向に進めることができるものもあると考えています。

一困っていることはありますか？

移動手段で困ることが多いですね。家族などに迷惑を掛けてしまうという思いから、各種イベントなど外出をためらう人もいます。

一市民の皆さんに知ってもらいたいことはありますか？

障害があるからといって、特別扱いしてもらわない必要はありません。周りに少し意識を向けいただき、困っている様子で見掛けただけなら声を掛けたり、重い荷物を持っていたら車まで運ぶのを手伝っていただいたり、さりげない手助けをしていただけるとありがたいですね。

「さりげない手助けが、
ありがたいです」



「困っている様子を見掛けただけなら、
声を掛けてもらえると助かります」



上越市視覚障害者福祉協会

会長 吉田 浩さん (☎025-522-3725)

一どのような活動をされていますか？

親睦旅行やさまざまな施設への社会見学、福祉制度についての学習会を開催するほか、困り事を持ち寄ってみんなで話し合い、改善に向けた要望活動なども行っています。

一困っていることはありますか？

文字を自分で読むことができないことですね。郵便物などは家族や知り合い、定期的に来てくださるホームヘルパーさんに読んでもらっています。

生活する上では、自宅であれば何がどこにあるか頭に入っていますので、さほど困ることはありませんが、外出するときは周りの様子を見ることができないので、同行してくれる人がいないと難しいです。

一市民の皆さんに知ってもらいたいことはありますか？

外出するときは、音や「白杖」で触れる地面の感覚を頼りに歩いています。困っている様子を見掛けただけなら、声を掛けていただくと助かります。道案内は、肘や肩に触れさせてもらい、こちらのペースに合わせて歩いてもらえるとありがたいですね。

さまざまな共助の取り組みで社会が支えられています

「言葉を伝える」、「家族を支える」、「共に働く」それぞれの取り組みについてお聞きしました。

「ことば」を手と表情で伝える 一手話通訳士(者)

上越市社会福祉協議会 星野 景子さん



聴覚障害や音声・言語機能に障害がある人がコミュニケーションを円滑に行えるよう支援するのが手話通訳士(者)です。市役所木田第1庁舎では、開庁日の午前9時から午後4時まで手話通訳士(者)が常駐し、さまざまな手続きの際に手話通訳が必要な人を支援しています。

また、依頼に基づく手話通訳士(者)の派遣などの対応を行っています。令和2年度には、8人の手話通訳士(者)が330件の依頼に対応しました。

「農福連携」ー上越ワーキングネットワーク 事務局…上越市社会福祉協議会 (☎025-526-1515)



右)上越ワーキングネットワーク 農業部長 渡部 和平さん
左)高田圃場 早津 知祥さん

「農福連携」は障害のある人が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいをもった社会参画の実現、農業の新たな働き手の確保につながる取り組みです。上越ワーキングネットワーク農業部会では、農家から依頼を受け、作業内容などの打ち合わせを行い、実際の作業のお手伝いや福祉事業所と農家とのさまざまな調整を行っています。(渡部さん)

農家としては、手が足りない繁忙期に手伝ってもらい、とても助かっています。高齢化や人手不足で、困っている農家はたくさんいますので、農家と障害者、双方のためになるこうした取り組みはもっと広まってほしいですね。(早津さん)

始めてみよう！ 私たちにできること

知ること、行動することが障害のある人の支援につながります。「支える一歩」を踏み出してみましょう。

学びませんか

- さまざまな講座や講習会を開催しています
- ・手話体験講座 (年2回開催)
- ・手話通訳養成講座 (入門・基礎編を隔年で開催)
- ・要約筆記講習会 (4回コース)
- ・点字講習会 (4回コース)
- ・音声訳講習会 (6回コース)

簡単な手話を覚えよう！



こんにちは

ありがとう

会議や講座では

「手話通訳者や要約筆記者を配置する」「申し込み時に手話通訳などが必要か確認する」「フェイスシールドをつけ口元を分かりやすくする」など、聞こえの不自由な人への配慮をお願いします。(派遣費用は主催者負担)

ヘルプマーク・カード

周囲の人に、支援を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に付けてた人を見掛けたら、思いやりのある行動をお願いします。



電話リレーサービス

聴覚や発語が困難な人と聞こえる人を、通訳オペレータが手話・文字・音声で通訳する国のサービスで、双方向で通話が可能です。

今年7月からサービスが開始し、24時間365日、利用することができます。



ホームページ

「音訳ボランティア」ーあしびの会 代表 早川 京子さん (写真中央) (☎025-522-2778)

現在、会員15人が視覚障害者に向けて「音訳」を行っています。「広報上越」の音訳のほか、地元の話や新聞・雑誌の情報、小説などを録音した「声の雑誌あしび」を希望する人に届けています。

文章の読み上げだけでなく、写真や図、イラストなど、どのように音訳すれば目の不自由な人に伝わるか、意見を出し合いながら録音しています。

音訳を楽しみにしている人の顔を思い浮かべると、やりがいを感じますね。心を込めて、間違いのない音声読み上げ、録音を行っています。



「医療型短期入所」ーさいがた医療センター 療育指導室長 石田 光さん (☎025-534-3131)



病床の様子

平成18年10月から重症心身障害者(重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している人)の短期入所を開始し、平成28年3月から上越市の委託を受け、短期入所の病床2床を確保しています。

利用者の体調に合わせて短い期間から利用することができ、ご家族の負担軽減につながります。

令和3年(10月末まで)は月平均で約50%以上の病床利用率があり、利用者のご家族からは「利用して良かった」「助かりました」といった感謝の言葉をいただくなど、やりがいを感じています。

令和 4 年度の取組について

1 協議会について

- ・年 2 回開催予定（5 月、2 月頃を予定）
- ・内容：事案発生時の対応フローの検討
国における障害者差別解消法の見直し概要（速報版）について など

2 取組（案）について

(1) 障害福祉事業所及び地域包括支援センターへの啓発（4 月頃を予定）

- ・内容：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターに対し、報告の依頼及び啓発パンフレットの配布

(2) 学校や企業を対象とした啓発（4 月頃を予定）

- ・内容：企業・学校等へ啓発用パンフレットを配布。

(3) 市職員向け研修会の開催等

① 新採用職員向け研修会の実施（4 月頃を予定）

② 庁内各課への周知・啓発（12 月頃を予定）

- ・内容：障害者差別解消法に基づく適切な対応（差別的な取扱いの禁止及び障壁を除去するための合理的配慮の提供義務付け）について

(4) 関係機関への研修

① 民生委員・主任児童委員（7 月頃を予定）

② 相談支援専門員 等（11 月頃を予定）

- ・内容：「上越市における障害福祉について」説明、障害者への理解を促すとともに障害者差別解消法について紹介

(5) 市民への啓発

① 市民啓発イベントの実施（11 月頃を予定）

② 市広報やホームページを活用した啓発（12 月頃を予定）

- ・内容：「知る・学ぶ『福祉・介護・健康』 in 上越」